

教育大綱の策定について

1. 教育大綱と教育振興基本計画（教育ビジョン）及び現在の策定状況

区分	教育大綱	教育振興基本計画（教育ビジョン）
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
内容	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務
豊島区の策定状況	豊島区においては、 <u>豊島区教育ビジョン2019（2019～2024年度）を「豊島区教育大綱」として位置づけて整理している。</u>	

※総合教育会議…地方公共団体の長が招集する長と教育委員会を構成員とする会議。
 教育大綱の策定や重点的に講ずべき教育施策などを協議する。

2. 次期教育大綱の策定

豊島区では、平成27年7月8日の総合教育会議において「教育ビジョン2015」を教育大綱に位置付け、令和元10月1日の総合教育会議において新たに策定した「教育ビジョン2019」を教育大綱に位置付けてきた。今年1年前倒して策定を進めている次期教育振興基本計画「豊島区教育ビジョン2024（2024～2028年度）」の策定にあたり、「教育大綱」について検討した結果、「区長が重視する子育てや教育に関するまちづくりの方向性に応じた豊島区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針」を定めた新たな「教育大綱」を策定し、区としての教育政策に関する方向性を明確化することとした。

3. 策定スケジュール（案）

令和5年10～12月	素案の検討
12月	総合教育会議（1回目）（議題：教育大綱の素案について）
12月～令和6年1月	タウンミーティング、パブリックコメント
1～3月	意見反映、庁内調整等
3月	総合教育会議（2回目）（議題：教育大綱の策定について）